

第22期第6回高知海区漁業調整委員会議事録

- 1 開催日時 令和3年9月27日(月) 14時00分から14時50分まで
- 2 開催場所 高知市升形5-37 オリエンツホテル高知2階「松竹の間」
- 3 出席委員 前田浩志、澳本健也、浦尻和伸、小笠原利幸、木下清、問可柢善、
中川幸成、畠中悠、前田嘉広、石田実、蔭山純由、益本俊郎、中澤芳江
(計13名)
- 欠席委員 山崎國光、川竹佳子
- 署名委員 畠中悠、中澤芳江
- 県出席者 水産振興部 松村部長、西山副部長
漁業管理課 池課長
- 事務局 織田事務局長、井上次長、近澤チーフ、渡邊主査、加藤主事

4 審議事項

第1号議案 漁業の許可又は起業の認可方針の一部改正について(機船船びき網漁業、いそうお、いせえび三枚網漁業)

第2号議案 制限措置の一部変更について(火光を利用するすくい網漁業)

第3号議案 定置漁業の海区漁場計画設定について(室戸市室戸岬町三津竹ヶ鼻沖(三津2号))

第4号議案 定置漁業の海区漁場計画設定について(室戸市室戸岬町三津長瀨沖(三津1号))

5 議事内容

織田事務局長

定刻となりましたので、ただ今より第6回高知海区漁業調整委員会を開催いたします。

委員定数15名の内、出席委員は13名で、高知海区漁業調整委員会会議規則第4条により会が成立していることをご報告いたします。

では会長、お願いいたします。

前田会長

皆さん、こんにちは。委員の皆様方には、お忙しいところ、ご出席いただきましてありがとうございます。

それでは、はじめに水産振興部長さんから、ごあいさつをお願いします。

松村部長

皆様こんにちは。第6回の海区漁業調整委員会の開催にあたりまして、ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様におかれましては、何かとご多用のところ委員会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。今月2回目の開催ということで、なかなかご負担をおかけする形となりましたが、ご出席いただきましたことに重ねてお礼を申し上げます。ありがとうございます。

県内の新型コロナウイルスの感染状況は、一定落ち着きを見せてきてお

りまして、県の対応の目安の方も9月22日からは、5段階の真ん中の「警戒」というところへ引き下げております。また昨日は、幸いなことに新規感染者数がゼロというような状況まで来ておるといところでございますが、まだ気を緩める状況ではないと思いますので、引き続き感染対策徹底に努めていかないといけないと思っているところでございます。そういう状況になりましたので、本日は出席委員の皆様がたは前回オンラインという形でやらせていただきましたけれども、本日は皆様この会場にお集まりをいただいておりますという形で会を開催させていただいております。

さて、本日ご審議をお願いいたします議案は4件でございます。

第1号議案は、漁業の許可または起業の認可の一部改正についてでございます。機船船びき網漁と、いそうお、いせえび三枚網漁業に関するところでございます。こちらは以前の委員会でお認めいただいて定めておりました許可方針の中で、それぞれの漁業につきまして一部の操業区域に係る許可等の条件の記載が漏れとったということでございまして、それを追加させていただくというものでございます。手抜かりがございまして、大変申し訳ございませんでした。

また前々回の委員会で許可方針、それから制限措置などにつきましては、全体に確認チェックを行っておるといお話もさせていただいたところでございますが、そうした中で具体的に許可の申請も上がってくるようなものについては速やかに、こういう追加改正が必要だということで、直近の委員会に改正をお願いをしておるところでございますので、よろしくお願いをいたします。

次に第2号議案は、制限措置の一部変更についてでございます。火光を利用するすくい網漁に関するものでございまして、こちらは許可の更新にあたりまして公示が必要となるものでございます。

第3号議案及び第4号議案は、定置漁業の海区漁場設定について、室戸市室戸岬町三津沖に2件の海区漁場計画を設定しようとするものでございます。

委員の皆様には、ご審議の上、適切なお意見、ご答申を賜りますようお願いを申し上げまして、ご挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願いをいたします。

前田会長

ありがとうございました。

それでは、本日の欠席委員の報告をいたします。本日の欠席委員は、川竹委員、山崎委員です。

続きまして、議事録署名委員についてですが、本日の議事録署名委員は、畠中委員と中澤委員にお願いします。

前田会長

それでは議題に入ります。

第1号議案、「漁業の許可又は起業の認可方針の一部改正について（機船船びき網漁業、いそうお、いせえび三枚網漁業）」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

渡邊主査

それでは、第1号議案 漁業の許可又は起業の認可方針の一部改正についてご説明いたします。資料1の1ページをお願いします。はじめに、諮問文を朗読します。

3高漁管第606号。高知海区漁業調整委員会様。

高知県漁業調整規則（令和2年高知県規則第73号）第4条第1項第6号に掲げる機船船びき網漁業及び同条第1項第11号に掲げる三枚網漁業について、漁業の許可又は起業の認可方針を一部変更したいので、貴会の意見を伺います。令和3年9月21日。高知県知事濱田省司。

ここからは、座って説明させていただきます。

まず、皆様のお手元にある資料について説明します。

1ページ目が諮問文、2ページから4ページが漁業の許可又は起業の認可方針の新旧対照表、5ページ以降が漁業の許可又は起業の認可方針の一部抜粋となっております。

なお、これ以降の説明では、漁業の許可又は起業の認可方針について、「許可方針」として説明いたします。

それでは、資料2ページ目をお願いいたします。

今回は、機船船びき網漁業と三枚網漁業について、「許可等の条件」を追加したいと考えております。

具体的な内容としまして、機船船びき網漁業については、資料3ページの上部「カ操業区域5、6（1）では、次の区間内においては、たちうお釣りの操業を妨げてはならない。」という条件を追加し、三枚網漁業については、資料3ページの下部にありますとおり、「テ 操業区域23」の条件として「（ア）使用する漁具の種類・規模及び数は網の長さ80メートル以内、高さ5メートル以内の三枚網3統以内とする。（イ）漁業権漁業の操業を妨げてはならない。」という条件を追加することとしています。

機船船びき網漁業の操業区域5、6（1）というのは、それぞれ「高知西地区」、「新居地区」を、三枚網漁業の操業区域23というのは「芸西地区」のことを指します。機船船びき網漁業については、令和2年11月18日に開催された第21期第34回海区漁業調整委員会で、三枚網漁業については、令和3年8月4日に開催された第22期第4回海区漁業調整委員会において、許可方針として定めることを委員の皆様にお諮りしておりましたが、事務局の確認不足により、許可等の条件に記載漏れがありまし

た。大変申し訳ありません。引き続き、課内での確認を徹底するよう努めて参ります。

また、以前も説明したとおり、漁業の許可又は起業の認可方針及び制限措置につきましては、今回お諮りする内容の他にも修正すべき箇所があり、現在それぞれの全文を精査しているところですが、迅速に対応する必要があるものについては、その都度お諮りすることとしておりますので、ご了承ください。なお、資料の5ページ目以降には、許可方針の一部抜粋を付けておりますので、お時間のあるときにごらんいただければと思います。

以上で事務局からの説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

前田会長

ただ今の事務局説明について、ご意見、ご質問はございませんか。

前田会長

ご意見もないようでございますので、お諮りいたします。

第1号議案、「漁業の許可又は起業の認可方針の一部改正について（機船船びき網漁業、いそうお、いせえび三枚網漁業）」は、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり。）

前田会長

ご異議ないようですので、第1号議案は、原案が適当であると、答申いたします。

前田会長

続きまして、第2号議案、「制限措置の一部変更について（火光を利用するすくい網漁業）」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

渡邊主査

それでは、第2号議案 制限措置の一部変更についてご説明いたします。資料2の1ページをお願いします。はじめに、諮問文を朗読します。

3高漁管第612号。高知海区漁業調整委員会様。高知県漁業調整規則（令和2年高知県規則第73号）第4条第1項第13号に掲げる火光を利用するすくい網漁業について、制限措置を一部変更したいので、同規則第11条第3項の規定により諮問します。令和3年9月21日。高知県知事濱田省司。

ここからは、座って説明させていただきます。

まず、皆様のお手元にある資料について説明します。1ページ目が諮問文、2ページ目が告示案、3ページ目が漁業の許可等の制限措置の新旧対照表となっております。

それでは、資料3ページをお願いいたします。「火光を利用するすくい網漁業」は、漁業の許可又は起業の認可方針において公示する知事許可漁業として規定されていることから、許可の更新時には、許可対象とするすべての漁業者の数を公示する必要があります。今回は、当該漁業のうち、操業区域2の「窪津地区」が、令和3年10月末に許可の有効期限を迎えることから、一斉更新にむけて（1）許可又は起業の認可をすべき漁業者の数を、現在公示している「10」から、漁業の許可又は起業の認可方針で定める許可等をすべき船舶等の数の上限である「15」に変更します。なお、ただいま説明しました変更点については、資料2ページの告示案のとおり告示を行います。

以上で事務局からの説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

前田会長

ただ今の説明について、ご意見、ご質問はございませんか。

前田会長

ご意見もないようでございますので、お諮りいたします。

第2号議案、「制限措置の一部変更について（火光を利用するすくい網漁業）」は、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり。）

前田会長

ご異議ないようですので、第2号議案は、原案が適当であると、答申いたします。

前田会長

続きまして、第3号議案及び第4号議案、「定置漁業の海区漁場計画設定について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

近澤チーフ

第3号議案及び第4号議案についてご説明いたします。

これは、定置漁業の海区漁場計画設定に関するもので、第3号議案の漁場の位置は、室戸市室戸岬町三津竹ヶ鼻沖「三津2号」、第4号議案の漁場の位置は、室戸市室戸岬町三津長瀨沖「三津1号」です。漁場の位置が異なるため、議案を分けておりますが、内容に共通する点が多いので、一括して説明させていただきます。

それでは、資料3を、1枚めくってください。1ページ目の上半分は、第3号議案にかかる諮問です。朗読いたします。

3高漁管第601号。高知海区漁業調整委員会様。定置漁業の海区漁場計画設定（室戸市室戸岬町三津竹ヶ鼻沖「三津2号」）について、漁業法第64条第4項の規定により諮問します。令和3年9月16日。高知県知事

濱田省司。

下半分は、第4号議案にかかる諮問ですが、朗読は、省略します。

ここからは、座って説明させていただきます。

内容の説明に入る前に、今回の諮問に至る経緯について、すこし説明させていただきます。今回、ご審議いただく定置漁業の漁場については、平成30年9月に免許を受けました戎井康豊ほか102名による任意団体である三津大敷組合が操業中の漁場であります。このたび、漁業権放棄の手続に入りたいとの申し出がありました。そこで、県としましては、今後も好漁場である当該漁場の有効活用と雇用の継続を図るため、今回、新たに海区漁場計画を設定しようとするものです。そのため、高知県のホームページにて、海区漁場計画の素案を公表し、9月10日から20日までパブリックコメントを実施しました。また、今回設定しようとしております海区漁場計画は、高知県漁業協同組合の共同漁業権の区域と重なるため、同組合に依頼し、三津支所に計画の素案を掲示していただきました。結果として今回、意見書の提出はございませんでした。

それでは、内容の説明に入ります。まず、「漁場の位置」ですが、資料の4ページをご覧ください。室戸岬から、東側を約5キロメートル北上したところに三津漁港があり、公示予定番号 定第1,036号と矢印で記載しておりますやや大きめの漁場が第3号議案に係る漁場で、その下の公示予定番号定第1037号が第4号議案に係る漁場の位置でございます。

漁場図につきましては、次の5ページと6ページでございます。カタカナのア、イ、ウ、エで囲まれた四角形の中が「漁場の区域」となります。

それでは、資料の2ページ目にお戻りください。告示(案)をご説明いたします。上から12行目付近の算用数字の「1」「公示番号」の部分をご覧ください。漁業権の番号につきましては、現在、定置漁業の免許が最終番号1,035なので、その次の番号1,036を予定しています。本日の委員会における議案番号でいうと第3号議案に関する部分となります。公示番号の下「(1) 漁場の位置及び区域」については、5ページの漁場図でご説明したものです。少し下の「(2) 漁業の種類及び時期」で、漁業の種類としましては、ぶり、あじ、その他定置漁業です。また、漁業時期としましては、1月1日から12月31日までです。次の「(3) 漁業権の存続期間」は、免許の日から令和5年8月31日までです。定置漁業権の存続期間は通常5年間ですが、既存の定置漁業権とそろえるため、令和5年8月31日までとしております。「(4) 条件」は、3ページ目に移りまして、昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすることとしております。

算用数字「2」の公示番号定第1037号が2件目の漁場であり、第4号議案に関する部分です。(1) 漁場の位置及び区域は、6ページ目の漁場図で示した内容となっております。(2) 漁業の種類及び時期、(3) 漁

業権の存続期間、(4)条件、の部分、先ほど説明した第3号議案と同じです。その次の「第1-2 保全沿岸漁場に関する事項」は「なし」。ここも、第3号議案、第4号議案共通の部分です。なお、高知県内には、現在、保全沿岸漁場に該当するものはありませんが、法律上告示することとなっているため表示しているところです。これからあとの部分につきましても、第3号議案、第4号議案共通となっております。「第2 海区漁業調整委員会の意見の概要及び当該意見の処理の結果」と、その次の「第3 漁場の図面」については、「高知県水産振興部漁業管理課に備え置いて一般の縦覧に供する」こととします。

「第4 免許予定日」は、令和4年1月21日。「第5 漁業の免許申請期間」は、令和3年11月19日から12月3日まで、といたしました。

以上で説明を終わります。ご審議をよろしくお願いいたします。

前田会長

ただ今の説明について、ご意見、ご質問はございませんか。

小笠原委員

今説明を受けたんですが、現在操業をしております三津大敷さんが現状の定置を放棄するというに基づいての件ですよ。そうじゃないと、実際に今操業しているのを始めるのは三津大敷さんではないんですか。と言うのは、今の定置漁業権を放棄するというに基づいて進んでおることなんですか、実際に今操業しておる、いついつ放棄したということがまだ決定されてない訳でしょ。それなのに次の定置を進めていく、認めていくというのは、現状で県下の定置にも任意組合中心の定置ですから、法人組織が来た場合にそうゆうふうな状態が起きてくる可能性のあると心配する訳です。意味がちょっと分かりませんか。確実に今の現状に三津大敷組合さんが、9月末日で漁業権を放棄しますといういことであれば、そしたら10月1日より、次の新しい組織の方が定置を敷設に向けて進んでいくということについては異論は無い訳です。ちょっとこう、並行した形で進んでいくのはいかなものかと心配するんですが。

西山副部長

ご意見ありがとうございます。三津大敷につきましては非常に経営難になっておりまして、大きな負債を抱えてこれ以上の経営が立ちゆかないと。それで任意組合の解散も含めて検討してきたところですが、解散するにしても組合に100名程度の組合員がいらっしゃいますけれども、皆さんが非常に大きな債務整理のための負担を全員がする必要があるということで、何とか三津大敷の新たな出資者を探し出して、経営を存続させたいと。地域の雇用を守るためにも経営を存続させたいというご意向で、度々話し合いが交わされまして、県とともに高知県漁協、系統機関も経営改善に向けた議論をこの半年ほど続けてきたところでございます。まず地元で

どう出資を募っていくかということを検討されたんですが、残念ながら出資者が現れないということになりまして、組合員総会のもと、全員の合意のもとに、外部にも出資者を募ることが決議されまして、その結果、岩手県のある大敷網を営む法人が 100 パーセント出資して経営を引き継ぐご意向を示されたことから今回の話になったものでございます。三津大敷がそのまま法人成りする場合は漁業権の新規設定は要らないんですけれども、今回経営者が全く変わるということで、免許としては全く新たな免許になるということで、このように漁場計画設定からの一からの手続きになるものでございまして、実際はここにありますように、これから最速で手続きを進めますと 1 月 21 日が免許日をいうこととなりますので、三津大敷の漁業権放棄の日はこの同日と、1 月 21 日となることを現在想定しております。以上でございます。

小笠原委員

そしたらですね、以前にも佐喜浜大敷さんの立岩ですかね。立岩の漁場が空いた時に、法人組織が来れば、組合組織よりも優先するというので、実際には県のほうから法人組織に認可をして、実際にはその漁場には敷設はしてませんでした、そういうことがありました。そういうことで今後、組合組織よりも法人組織を優先するというのを我々も聞かされてますんで、実際に操業しておりますのに法人が来たから法人を優先してということは無いですね。

西山副部長

実際は改正漁業法のもとでは優先順位が無くなったといういこととでございますので、ご指摘のとおり現在経営されているみなし法人、地域の方を押しつけて新たな方に免許するという話にはなりません。ただ、免許申請が同じ免許期間に対して申請が複数来た場合は優先順位はございませんので、それぞれの団体を審査してどこに免許するかという審査は必要になると思いますが、その場合も改正漁業法のもとではこれまで漁業を営んできた方がきっちり営んでいただけるといこととであれば、そちらに免許するということになっておりますので、必ずしも法人を優遇するといこととはございません。今回はいろんな手を尽くした結果、その法人の方が参入する意向をお示しいただいたことから、スムーズな事業の参入をいただくために、このような日程になっているものでございます。

前田会長

いいですか。

小笠原委員

はい。

前田会長

他に何かご意見はございませんか。

前田会長

では、ご意見もないようでございますので、お諮りいたします。
第3号議案及び第4号議案、「定置漁業の海区漁場計画設定について」は、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり。)

前田会長

ご異議ないようですので、第3号議案及び第4号議案は、原案が適当であると、答申いたします。

なお、本議案については、漁業法の規定により、公聴会を開催した後に、答申するということになっております。

公聴会等の今後のスケジュールについて事務局に説明を求めます。

近澤チーフ

今後のスケジュールについて、ご説明いたします。

それでは、資料の7ページをご覧ください。このフロー図は縦に3列に分かれた構成となっております。左端が「海区漁業調整委員会」、真ん中の列が「知事」、右の列が「漁協・漁業者等」となっています。

また、上下にふたつに分かれております。上半分が「海区漁場計画」、下半分が「免許」の部分となります。

まず先に、「海区漁場計画」に関する事務の流れから説明しますと。フロー図真ん中列の上、「知事」の下「海区漁場計画素案作成」では、高知県水産振興部漁業管理課で漁場計画の素案を作成します。具体的には、先ほどご説明しました告示の内容となります。「海区漁場計画素案」が出来ましたら、調査やパブコメを行い、結果の公表・立案を経て、委員会への諮問となります。

左側の「海区漁業調整委員会」に移りまして、「①委員会での審議」、これが本日の、この委員会になります。次に、海区漁場計画の答申を行うためには、その前に利害関係人が自由に意見を述べる機会として、公聴会を開く必要があります。公聴会が終わり、「②委員会の答申」で支障がないとの意見をいただきましたら、知事が海区漁場計画の公示を行います。

次に、「免許」についての流れです。「漁協・漁業者等」から免許申請がなされますと、漁業法第72条(旧漁業法第14条)の規定による適格性の審査を経て、漁業法第70条(旧漁業法第12条)の規定に基づき海区漁業調整委員会でご審議のうえ、答申をいただきます。こうして、免許について適格性を有する者に対して免許をいたします。また、免許をしたことについて、高知県公報に登載して公示をすることになります。

続きまして、この案件の今後のスケジュールについて、右の日付けの記載に沿って、ご説明いたします。本日9月27日、諮問をさせていただきます

ました定置漁業の海区漁場計画について、速やかに公聴会開催についての周知を図るため関係機関において公示をいたします。公聴会の開催時期につきましては、10月15日を予定しております。公聴会終了後、引き続いて海区漁場計画設定についてのご審議をいただきまして、これを適当と認める答申が得られた場合、10月19日の高知県公報に登載する予定でございます。

免許申請期間は11月19日から12月3日までとし、申請のあったものについて、事務局で適格性の資料の確認を行い、来年1月上旬の委員会で、免許の適格性の審査をお願いする予定でございます。適格性を有するとの答申を得た場合の免許予定日は、1月21日としております。

以上が今後のスケジュールでございます。

前田会長

ただ今の説明による今後のスケジュールにつきまして、ご意見はございませんか。

前田会長

ご意見もないようでございますので、事務局から説明のありましたとおり、10月15日に公聴会を行い、同日、引き続き海区委員会を開催して答申するというところで、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり。)

前田会長

ご異議ないようですので、提案に沿って10月15日に公聴会と委員会を開催いたします。

前田会長

本日の議案審議については、以上でございますが、前回に引き続き、くろまぐろの水揚げに関して発言を希望する委員がいらっしゃいますので、もう少しお付き合いください。

発言を希望されるかたは、挙手をお願いします。はい、浦尻委員。

浦尻委員

少し時間をとっていただきましてありがとうございます。

養殖まぐろについて9月16日の海区調整委員会で宿毛湾における養殖まぐろの話がありました。すくも湾漁協として明確な答弁ができませんでしたので、改めて説明をいたします。

宿毛湾では、まぐろ養殖が盛んに行われています。湾内に4業者、4万尾のまぐろが養殖され、3年物が毎年出荷をされております。まぐろの規制が厳しくなり始めた時、市場には逃亡した群れがあり尾が丸みを帯びた見た目天然ではないまぐろが定置に掛かり水揚げされます。

2018年、平成30年9月に高知県漁業管理課に対して養殖まぐろの取扱

いを相談したところ、養殖であれば別コードを作成し管理していただきたいとのことでしたので、パソコンに別コードを作成して10月から天然、養殖と分けて県に報告をして現在に至っています。当時の県の見解は、まぐろの資源管理で「よこわ」は曳き縄漁業が1匹1匹釣り上げ、活込尾数は決まっています。それを養殖し出荷をしていますので、逃げたまぐろはダブルカウントするので規制対象にはならない決定だったと思います。

まぐろ養殖漁場の間には、大型定置が5統ありますので、逃げたまぐろはどこかの定置に入ります。また、養殖と天然の判断は漁業者、市場職員と仲買人に判断をしてもらっていますが、中にはグレーのものがあると思います。

今回の県の決定に従い、市場に水揚げされるまぐろは、まぐろ養殖業者以外はどんなまぐろも全て天然として取り扱うことにしました。

海区調整委員の皆さんに分かっていただきたいのは、規制がかかっていない時、養殖場からたくさんまぐろが逃亡して定置に入れば、天然として高知県全体の水揚げ数量に加算されることを分かっていただきたいと思います。今月にも夜、漁船がまぐろ養殖漁場に飛ばし込み、大騒ぎしたこともあります。

また、他県の長崎、鹿児島は養殖と天然を区別して水揚げをしていますが、大分県は全て天然にて処理をしています。水産庁の見解はあくまでも県が決定することでした。また、水産庁国際課は国際会議で、日本の要望として30キロ以上のまぐろ漁獲数を15パーセント引上げの要求をしています。恐らくこれは通ると思いますが、今回国際会議で決定すると思います。長崎や鹿児島のように、天然養殖と分けている県より全て天然で処理する高知県に枠を多くいただきたいと言っています。あとは高知県の努力で、枠を増やしていただきたいと思います。以上です。

前田会長

あと、これについて県のほうは、お願いします。

池課長

前回の海区の委員会でも申し上げましたとおり、この養殖小割から逃げたくろまぐろの取り扱いについて、どのように取り扱うのかということにつきまして国とも協議しております。

現状では、天然魚として取り扱うべきじゃないかというふうな見解を示しておりまして、国のほうはこの養殖小割から逃げたくろまぐろの取扱いについての取り扱いの方針を近々全国に向けて発出するということですので、県としましてはその取扱方針の内容を受けまして、県内の取り扱いについて検討して皆様方に通知したいと思います。

先ほど浦尻組合長からの説明にもあったとおり、鹿児島、長崎は天然物と養殖物を区別して取り扱っているけども、大分かな、は取り扱っていない

いというふうなことがございますので、国のほうも今多分、各県の状況なんかを聞き取りして、どういった方向で取り扱っていくかいうのを決定していると思いますので、その取扱方針に沿いまして、県内の取り扱いも決めていきたいというふうに考えております。

浦尻委員

池課長、我々はもう天然として扱いたいだよ。だから水産庁の見解を待ちよって、来年3月、4月にこけたら俺も困るがやけんよ。そこら辺はどうなの、いつも国は遅いで。

池課長

国は遅いですが、国にいつ出してくれるのかというのはちょっと確認していきたく思いますので、うちの方としてもそのグレーなまま取り扱いするのはちょっと、長引かすのは、ちょっと問題が出てくる可能性もございますので、できる限り早くこの方針については決めてもらいたいということで国にちょっと聞いてみたいというふうに思います。

浦尻委員

それともう1点は、今度、国が15パーセント、30キロ以上を枠が取れるという話聞いちょうけんよ。高知県がどれぐらいの枠を、高知県はいつもオーバーするがやけんよ。取ってくるかは、県庁で。

池課長

県の方も、頑張っていきたいと思っておりますけども、大体今までの流れを見ますと、過去の実績に応じて例えば15パーセント増えると、それを100トン増えたとしたら、過去の実績に応じて、各県に配分して行くというふうな方針で来てますので、県の方からは採捕停止命令が頻繁に出ていますので、たくさんの枠をいただきたいという要望はしても、基本的にはその過去の実績にあった配分になるとは、可能性は高いですけども、できる限り配分を多くするような形では取り組みを進めていきたいと思っております。

浦尻委員

過去に、県がオーバーした時に長崎とかそこらが余ったやろ。その時に、高知県が要望して、余ったやつをもうたやろ。だから、池課長の平行な答弁よりか、それぐらいのやっぱ思いは聞いたかったですね。

池課長

そういった融通のシステムにつきましては、県の方からは毎回できる限り上限いっぱいいっばいの要望をしておりますけども、なかなか要望が通らないという状況がございます。

一昨年に頂いた長崎と石川については、余ってるから融通、譲渡、受けれたということですけども、最近はちょっとなかなか各県、譲渡できるほど余らないということになっていないんですけども、年に3回か4回ぐ

らい、この譲渡に関する要望が来ます。その時は高知県としては、上限いっぱい譲渡の要望を出していますので、それにつきましては今後も引き続き国のほうに対して要望は出していきたいというふうに考えています。

前田会長

浦尻委員、いいですか。

浦尻委員

はい。

前田会長

他にどなたか発言されたい方はおられますか。

なければ、私の方からなんですが、次回の10月15日の委員会が午前になるんですよね。ちょっと遠いところから来られる方には厳しいんじゃないかなと思うんですけど、その辺は。

問可委員

早いのはかまんで。

前田会長

いいですか。大丈夫ですか。

中川委員

自分はちょっと沖に行ったら、午前中はちょっと都合が悪い。

畠中委員

午前中にあるのはどういう理由ですか。

織田事務局長

できれば、執行部の方も皆さんその形でやりたいと思っております、ちょっと午後になるとですね執行部のほうが全員出席できないということもありますので、ちょっとこれは、執行部とか事務局側の都合なんです、それで午後からの方がいいということであれば、午後から開催ということも考えてみますが、いかがですか。

畠中委員

執行部の都合で、午前中やないといかんということ。

織田事務局長

午後になると、部長がこの会に出席できないことがすでに分かっておりますので、できれば部長がいらっしゃる中で開催できればと。それ以前に皆さんのご都合がつけばというところでございます。前回もその辺、一度お聞きしたところ特に意見は無かったんですが。

畠中委員

前回の時には説明だけで、意見を聞くことはなかったですよ。午前中でやって、不都合があるかどうかというのは聞いていなかったですよ、県は。ただ午前中にやるということで、僕ら公聴会があるからかなと思ったんですがね。

織田事務局長

そういうことではなくて、今も申し上げましたとおり、部長が午後になると別の会議がすでに入っておりますので、できれば午前中に開催したいということだけでございます。

前回、私の聞き方がまずかったかも知りませんので、今改めて、10月15日午前中が不都合であれば、午後の方に変更ということも可能でございますので、再度そしたら皆さんそういう状況の中で午後からの方がいいということであれば、午後から通常どおり、公聴会は2時からということでも可能かと思っておりますので、この場で決めていただければ、そのようにしたいと思っております。

畠中委員

我々遠方から来るもんでね、10時からいうたら、地元を8時前に出ないかんですよ。

そういうことも考慮してもらって、やっぱりやることは、午後からなら午後という方へ決めてもろうたらいかがでしょう。

松村部長

こちら側の会のいろんな都合で設定させていただいております。大変申し訳ございません。

委員さんの出席によってこの委員会は成り立っておりますので、委員さんの集まりやすい時間帯ということで設定をさせていただければと思いますので、また正式に時間を午後ということで、先ほど申し上げました時間でご案内申し上げたいと思っております。よろしく申し上げます。

前田会長

では10月15日は午後開催ということでいいですか。

(「はい」という者あり。)

前田会長

分かりました。

他にどなたか発言されたいことは何かございませんか。石田委員。

石田委員

前回webで参加させていただきまして、非常に初めてですけれどwebもよかったですと思います。よく内容も理解できたと思います。

今後も感染状況は落ち着いているんですけれども、例えば遠方の方とか、ちょっとその時間だったら間に合わないけど、webだったら全然出られるとかそういう場面が生じるかもしれないんですけど、そんな時は、一部の方をweb出席とかいうことは、事務局は想定されておるんでしょうか。

松村部長

おっしゃっていただきましたように、会則の方を改正していただきまして、前回投票のほうもお決めいただきましたので、web対応というのは、コロナがあるかないかということではなくて、対応が可能に今、形にさせていただいておりますので、会議規則にある会長が認める方法で出席ができるということになっておりますので、その旨は対応可能だと思っております。

石田委員

よく分かりました。

前田会長

他に、発言なされたい方はおられますか。

前田会長

他にないようでしたら、これをもちまして、第6回高知海区漁業調整委員会を閉会といたします。委員の皆様、どうもありがとうございました。

(閉会)

本書は、第22期第6回高知海区漁業調整委員会の議事録に相違ありません。

議 長 前田 浩志

議事録署名委員 畠中 悠

議事録署名委員 中澤 芳江
